

消費生活情報つうしん

第2回消費者セミナー

開催済

○テーマ

葬儀・墓地に関するトラブルと予防のポイント

○日時・場所

10月29日(水)13:30~15:30

市役所本庁舎新館 3階 313~315 会議室

○定員 50名

○講師

東京経済大学名誉教授・弁護士 村 千鶴子 氏

消費者法の専門家として大学で教鞭をとり、現在も精力的に活動中。日本消費者協会の理事長などを務め、消費者の権利を守る活動に尽力しています。豊富な経験を活かし、今回は、葬儀、墓地に関するトラブルと予防について分かりやすくお話いただきます。

第3回消費者セミナー

開催済

○テーマ

退職後の備えと資産を長持ちさせる方法と資産の取崩し

○日時・場所

11月12日(水)13:30~15:30

市役所本庁舎新館 3階 313~315 会議室

○定員 50名

○講師

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー

小野 みゆき 氏

「中高年女性のお金のホームドクター」として活動中。セミナーや執筆を通じて、わかりやすくお金のことを伝えています。お金や暮らしの相談を専門家同士でつなぐネットワークにも参加しています。

第2回消費者セミナー
申込み二次元コード

第3回消費者セミナー
申込み二次元コード



コンちゃん  とシュマー君  が太陽

光発電設備の点検商法のお話をしているよ

回覧 2025度 No.1

シュマー たいへんや！たいへんや！

コン どうしたの？シュマー君

シュマー コンちゃん、太陽光パネルの点検が義務化されたって、知ってるかじゃ。

コン らしいね。でも、どうして急にそんなこと聞くの？

シュマー それはだにゃ、さっき親切な電話があって「太陽光のパネルが火災事故の原因にゃってる」って教えてくれたんだにゃ。

コン 火災？それは怖いね。

シュマー そうなんだにゃ。それでにゃ、太陽光パネルの点検が義務化になったらしいんだにゃ。で、点検に来てくれるちゅうわけなんだにゃ。

コン 点検？ひょっとして無料とか？

シュマー もちろんだにゃ！僕も費用のことは大事だから、ちゃんと確認したにゃ。

コン このご時世に無料って怪しいと思わないかい？
(裏面 つづく)

【お問合せ・申込み先】

東近江市役所市民部市民生活相談課

IP 050-5801-5635

TEL 0748-24-5619

シュマー そうかにゃあ。親切な人だったんだけどにゃ。

コン そうかあ。確かに住宅用の太陽光発電設備を備えている場合は、法律に沿った適切な維持管理が求められているんだ。

シュマー にやるほど。

コン ただ、点検義務の対象になるかどうかも、法律で決められているから、点検が義務化されたという話には慎重に対応しないとイケないんだ。

シュマー にゃんだか難しい話だにゃ。

コン そうだね。だから、そこに悪質業者が目をつけるんだよ。

シュマー もしかして「点検は義務ですよ」と言われたら、疑わずに「点検しなきゃ」と思うということにゃのか。

コン そういうこと。中には、公的機関から依頼を受けて点検に来たという業者もいるらしい。おまけにね、点検にかこつけて、更なる契約をさせるんだ。

シュマー にゃにゃんと！例えば？

コン 無料点検と思って依頼したら、修理が必要と言われて、高額な修理代や、壊れているからと高額な撤去費用を請求されたりするケースがある。
他には、洗浄や長持ちさせるためのコーティングを勧められたりするケースもあるらしい。

シュマー 必要もにゃいののに、必要だと嘘をつくにゃんて、ひどいにゃ！

コン 点検義務がある場合は、設置後1年、以降は4年に一度の定期点検が推奨されているんだ。点検の必要性も含めて、まずは、設置業者や、販売店、メーカーなどに問い合わせしてみるといいと思う。

シュマー にやるほどそうするにゃ。コンちゃん、ありがとうにゃ。

東近江市民のための消費生活相談窓口

東近江市消費生活センターへ



〒527-8527 東近江市八日市緑町 10-5 (市民生活相談課内)

◆ 相談専用電話 **0748-24-5659 050-5801-5659**

◆ 相談時間 **9:00~12:00 13:00~16:00(土・日・祝祭日・年末年始は休み)**